

第1章 労働 社会状態

第六十八表 収入でやつてゆけるか(%)

| 項目  | 会社別 |      |
|-----|-----|------|
|     | ゆける | ゆけない |
| ドック | 五・九 | 三四・〇 |
| 港湾  | 四・三 | 三六・三 |
| 古河  | 五・六 | 二六・八 |
| 森永  | 二・〇 | 三〇・〇 |
| 交通  | 一・〇 | 三九・〇 |
| 計   | 三・八 | 三三・二 |

第六十九表 家族数別金詰り状況

家族数別金詰り状況(一) 総状況(数字は%で示す)

| 事項別 | 家族数    |         |
|-----|--------|---------|
|     | やつてゆける | やつてゆけない |
| 1   | 1      | 1       |
| 2   | 1      | 1       |
| 3   | 1      | 1       |
| 4   | 1      | 1       |
| 5   | 1      | 1       |
| 6   | 1      | 1       |
| 7   | 1      | 1       |
| 8   | 1      | 1       |
| 9   | 1      | 1       |
| 10  | 1      | 1       |
| 11  | 1      | 1       |
| 計   | 100    | 100     |

家族数別金詰り状況(二) ドック(数字は%で示す)

| 事項別 | 家族数    |         |
|-----|--------|---------|
|     | やつてゆける | やつてゆけない |
| 1   | 1      | 1       |
| 2   | 1      | 1       |
| 3   | 1      | 1       |
| 4   | 1      | 1       |
| 5   | 1      | 1       |
| 6   | 1      | 1       |
| 7   | 1      | 1       |
| 8   | 1      | 1       |
| 9   | 1      | 1       |
| 10  | 1      | 1       |
| 11  | 1      | 1       |
| 計   | 100    | 100     |

家族数別金詰り状況(三) 港湾(数字は%で示す)

| 事項別 | 家族数    |         |
|-----|--------|---------|
|     | やつてゆける | やつてゆけない |
| 1   | 1      | 1       |
| 2   | 1      | 1       |
| 3   | 1      | 1       |
| 4   | 1      | 1       |
| 5   | 1      | 1       |
| 6   | 1      | 1       |
| 7   | 1      | 1       |
| 8   | 1      | 1       |
| 9   | 1      | 1       |
| 10  | 1      | 1       |
| 11  | 1      | 1       |
| 計   | 100    | 100     |

第七十表 不足額を如何にして埋めるや

| 項目  | 会社別   |    | 臨時に働く |     | 不明  | 計     |
|-----|-------|----|-------|-----|-----|-------|
|     | 却類の売衣 | 借金 | 本人    | 妻   |     |       |
| ドック | 三     | 二六 | 三三    | 三三  | 四   | 八〇〇   |
| 港湾  | 三     | 八九 | 三     | 三   | 一   | 三〇〇   |
| 古河  | 一五    | 七  | 七     | 一〇  | 一   | 二五〇   |
| 森永  | 一     | 二〇 | 一     | 一   | 一   | 五〇    |
| 交通  | 七     | 三  | 一     | 一   | 一   | 一〇〇   |
| 計   | 六・二   | 三  | 二・三   | 二・五 | 〇・三 | 一、〇〇〇 |

第七十一表 お金を一番使いたい項目(%)

| 会社別 | 項目   |      |      |      |      |     |      | 計     |
|-----|------|------|------|------|------|-----|------|-------|
|     | 食    | 物    | 生活   | 衣服   | 下着   | 家   | 娯楽   |       |
| ドック | 二四・九 | 一三・五 | 二七・四 | 八・五  | 三三・三 | 〇・二 | 一九・九 | 一〇〇・〇 |
| 港湾  | 二〇・四 | 九・   | 四・三  | 三・三  | 一八・三 | 二・〇 | 一・三  | 一〇〇・〇 |
| 古河  | 二八・〇 | 一七・三 | 三・六  | 六・八  | 八・〇  | 一・六 | 六・八  | 一〇〇・〇 |
| 森永  | 一八・〇 | 三・〇  | 三・〇  | 一〇・〇 | 八・〇  | 二・〇 | 一・〇  | 一〇〇・〇 |
| 交通  | 一九・〇 | 三三・〇 | 三・〇  | 五・〇  | 一八・〇 | 四・〇 | 一・〇  | 一〇〇・〇 |
| 計   | 三・一  | 一八・六 | 三・四  | 六・七  | 一四・九 | 〇・四 | 二・三  | 一〇〇・〇 |

第七十二表 会社組合への希望

| 項目  | 会社別 |     | 家族手当の増 |    | 内職の託児所 |     | 病院 |    | 教育 |   | 供品生活用 |     | 前貸金 |   | 不明    | 計 |
|-----|-----|-----|--------|----|--------|-----|----|----|----|---|-------|-----|-----|---|-------|---|
|     | 加   | 当   | 世      | 託  | 託      | 病   | 院  | 教  | 育  | 品 | 生     | 活   | 用   |   |       |   |
| ドック | 二六  | 四   | 五      | 七  | 一      | 三   | 一  | 三  | 五  | 三 | 二     | 三   | 七   | 三 | 八〇〇   |   |
| 港湾  | 八五  | 一六  | 二      | 四  | 一      | 三   | 一  | 三  | 一  | 六 | 七     | 二   | 五   | 六 | 三〇〇   |   |
| 古河  | 七〇  | 一七  | 二      | 一  | 一      | 四   | 一  | 四  | 一  | 四 | 一     | 五   | 一   | 〇 | 二〇〇   |   |
| 森永  | 一七  | 二   | 二      | 一  | 一      | 一   | 一  | 一  | 一  | 一 | 一     | 一   | 一   | 一 | 五〇    |   |
| 交通  | 四五  | 一三  | 一      | 一  | 一      | 四   | 一  | 六  | 六  | 二 | 六     | 二   | 三   | 二 | 一〇〇   |   |
| 計   | 三・四 | 六・九 | 一〇三    | 一三 | 四      | 五・九 | 八九 | 五三 | 三三 | 四 | 五・三   | 五・三 | 七九  | 二 | 一、〇〇〇 |   |

(神奈川県労働部労政課「神奈川県下組織労働者における消費生活の実態調査」(昭和二十五年 神奈川県庁蔵)  
〔注〕表については、主要と思われるもののみを掲載した。

### 四三 中小企業労働者余暇利用調査報告

#### 中小企業労働者の余暇利用状況

- 一 調査機関 全国中小企業団体中央会
  - 二 調査時点 昭和四〇年
  - 三 調査対象 産業 製造業 卸・小売業  
規模 一〇人〜二九九人  
調査人員 五、七五〇人
- 事業所数 四〇〇

#### 一 休日及び年次有給休暇制度について

(一) 休日

週一日又は四週四日の規定のあるもの 九〇・五％  
 月二日又は三日の規定のあるもの 五・〇％

(二) 年次有給休暇

就業規則、労働協約に規定のあるもの 九一・四％  
 但し、製造業の三〇人以上で規定のないものは〇で、三〇人未満では一七・八％である。

(三) 土曜日の労働時間

通常と同様（八時間）が九一・七％で規模が大きくなるに従い若干短縮している。

二 年次有給休暇の運営について

(一) 年休の付与方法

労働者の請求の都度与える 七三・五％

（製造業八〇％ 卸・小売六〇％）  
 欠勤などを年休に振替える 四一・一％

（製造業四五％ 卸・小売三三％）  
 特定の時期に一斉にとらせる 二三・二％

（夏季七八・二％ 年末年始五六・四％）  
 労働者から予め希望をとり計画的にとらせる 一九・六％

(二) 年休の利用日数

〇 一〇％ 年休をとらない製造業五〇％

一日～三日 一四・八％ 一〇人～二九人

四日～六日 二一・六％ 年休をとらない卸・小売一三・〇％

七日～九日 一七・五％ 一〇人～二九人

一〇日～ 一七・〇％ 年休をとらない卸・小売五・〇％

全部又はほとんどとった 三二・九％（管理一七・九％ 事務

七七日～九日 一七・五％

一〇日～ 一七・〇％

ほとんど残した 一八・九％（管理三七・九％ 事務

約  $\frac{2}{3}$  とった 一一・七％

約  $\frac{1}{2}$  とった 一〇・六％

約  $\frac{1}{3}$  とった 九・七％

（二〇才～三〇才は大体まとめてとっており、四〇才は、一日

づつとる傾向が強い）

(三) 年休を残した理由

(三) 年休を残した理由

突発的な必要に備えて

仕事忙しい

同僚に迷惑をかける

何となく休みにくい

とる必要がない

気にかけない

四〇・九%

三六・五%

二三・〇%

二二・六%

一六・八%

一四・九%

(管理職の場合五八・六%が多忙を理由に残している)

(四) 年休の利用内容

家事及び家事手伝

消極的

病気

家庭内での休養

スポーツ

積極的

帰省

旅行

娯楽

趣味教養

三七・五%

三三・五%

二三・一%

一七・一%

一二・四%

一一・一%

九・四%

六・七%

第二節 基地問題

三四 全駐労神奈川地区本部関係労働協議会議

事録(一一二)

(一)

三三労調第二八七号

昭和三十三年九月三日

企画渉外部長(印)

横須賀渉外労務管理事務所長殿

労働協議会議事録の送付について

昭和三十三年八月十八日開催した全駐労神奈川地区本部との労働協議会の議事録を別紙のとおり送付するから執務の参考とされたい。

全駐労神奈川地区本部との労働協議会議事録

一日 時 昭和三十三年八月十八日

午前九時四十五分〜十二時三十分

一場 所 横浜労管会議室

一 出席者 県側 佐々木部長、伊藤、三好各課長、江川、田中、

松原各係長、五十嵐委員

書記・小村、斉藤各係員

(神奈川県横須賀労政事務所「地区労働問題懇話会関係」(昭和四十一年) 神奈川県庁蔵)

組合側 勝島委員長、高橋副委員長、鈴木書記長、友

松委員外八名

一 議題

(一) 人員整理と部隊移動について

1 現在続出しているRIFについては夫々労管、支部段階において交渉中であるが、県としては本会計年度における雇用計画(RIFとの関連)等大綱を把握し明示されたい。なお特に追浜兵器廠の今後の推移いかん。

2 SSC、QMCのGDDJ移動について、未だ移動計画の全ぼうが判明していないが速やかに明示されたい。また移動後の雇用計画、労働条件等も明示せられたい。

(二) PD切替えについて

座間モーターブールのPD切替え、その他相模原等においてもPD切替えの情報が流れているが県としてこれ等のPD切替えについていかに対処しているか。

一 議長 組合側、高橋委員

議長 それでは只今から協議会を始めます。本日の議題は特に重要な問題なので双方とも十分に討議していただきたい。まず第一議題については組合より提案説明されたい。

議題(一) 人員整理と部隊移動について

組合 本件は既に事務折衝で当方の意見を出しておりますので提案説明は省略します。事務折衝以後の本件に関する情報があれば発表していただき、その後具体的に検討したい。

県 本会計年度における雇用計画等の見直し等についてはRIFとの関連もあるので、先般来より夫々の段階において軍首脳部に折衝中であり、その情報の把握次第貴方に連絡しているところである。追浜兵器廠の今後の見直しについても目下折角対軍折衝中であり既に連絡しているところより若干変わってきているが本席で特にお伝えすることはない。事務折衝以後別に情報の把握はないが今後一層努力する。

組合 次の諸点について質問したい。

(1) 武山基地は近く接収解除が予想され九月十六日付で四十六名のRIFが出ているのだが、この延期交渉はいかになつてゐるか。

(2) 追浜兵器廠の閉鎖については、新聞で発表されその内容もほぼ判明したが、更に詳細に説明していただきたい。

(3) 追浜兵器廠の閉鎖に関連して部長が海軍と折衝されたがその内容いかん。

(4) 大船のJCEを陸軍が使用しないことになり輸送司令部技術部の労務者が八十一名RIFになるが、今後のJCEの見通しはどうか。

(5) QMC、SSCの移動は具体的にどのようになっているのか。

県 (1)については組合からの要請や、労管から問題を上げて来たので、労管は現地軍と、県はCORとそれぞれ折衝しているが、CORは組合の主張は判るが部隊の閉鎖なので、RIFの延期は困難であると言っている。いずれにしても未だ結論が出ていないので結論の出次第連絡する。

(4)については労管に指示し、現地交渉させるとともに県もCORに交渉しているがJCEを陸軍が使用しないことはたしかであるが、その後府中の空軍で使用するのか、又労務者はMLCを使うのかそれとも直用労務者を使うのか解らないが軍内部で目下打合せ中なので近日中に結論が出ると思う。

(5)については相模のCORとも連絡を取り、スペースや転勤後のRIFの見直し等折衝中である。なおQMCのスペースは一両日中に結論が出ると思う。

(2)(3)についてお答えする。

追浜の閉鎖については発表後さつそく座間の陸軍労務担当部長トライアル大佐に会い、種々の状況からみて労務者の救済対策を立てるためには少し時期が必要なので閉鎖を延期し計画的に実施してほしい等の県の態度、見解を申述べたが、軍としても同情はたえないが充分検討しての結論であるので、方針を変えることは出来ないとのことであつた。そこで、それでは解除地に産業を誘致し労務者の救済対策としたいのと同居している海軍関係部隊は如何になるのか問うたところ、その点は陸軍では判らないというので、海軍の参謀長代理スエーン大佐に折衝した次第であり、それによると、個人的な見解だが突発的変動がない限り今の所海軍には変化はないとのことであつた。

この追浜の問題くらい苦勞したことはなく陸軍司令部の相当の高官までもが研究中であるとしか言えない状態であり、そこで言えないのなら仮定の上でと言うことで交渉して来た次第で、MLCについては確定的に言えることは一つもつかめなかつた。しかしMLC労務者の問題は判り次第知らせることであつたので通知のあり次第連絡する。又労協で言うのもおかしいが、富士、日飛の特需会社は十二月末で閉鎖され

PD労働者もRIFになることが推測されるので、これに鑑みMLC労働者の対策を各方面に働きかけている。調達庁長官も本件の重要性を了解され、閉鎖発表後座間モーターブールのPD化の問題と併せて陸軍司令部に折衝されており、私も要路に親しい人がいるので今後の情報の把握に努め救済対策を立てていきたい。

組合 県の回答は、判らない。折衝中の一点張りであるが、公式の席上で情報を発表しないのはまずい。組合としては軍の情報も労働者の今後の対策の資料として欲するのであり、他に他意はないのだから本席で発表していただきたい。七月二十三日の全国知事会に提案するよう大きな要求を出したが、何の決議もされず部長の海軍折衝にしても新聞報道により知った現状だ。

このような県のあいまいな態度だから軍と折衝中と言ううちにRIFが出てくるし、組合が長年要求している長期雇用計画、失対計画が出来ないのである。追浜の閉鎖問題にしても矢柴副知事はMLC労働者に対する影響は来年四、五月頃と発表しているが、軍としては大半を年末整理し、残りを四、五月頃に整理するだろうから積極的に対軍折衝し救済対策を確

立してほしい。

武山の問題については接収解除の時期が判っていないが、RIFは接収解除の日まで延期していただきたい。そこで接収解除の時期はいつか、又解除後の労働者の身のふり方として防衛庁に雇用されるよう努力していただきたい。

県

部隊移動等については現在軍で詳細な計画を立案中であり発表しうる段階でないので、県の情報は只今発表した程度である。又県が何の対策も立てていないと言うが、県としては色々と軍に折衝しており、追浜兵器廠の閉鎖についても発表前に政府に対策を要請しており副知事も各省を訪問しているので、不必要に何もしていないことはない。

キャンプ武山の接収解除時期は、すでに日米合同委員会で解除通告がなされており、問題は横須賀市と防衛庁の土地使用配分に残されているのみであるが、両者で折衝中なので今少しで解決するだろう。RIFされるガードの救済についても離対本部を通じ努力しているし、私としても防衛庁に採用されるよう努力している。

組合

県で事実やっていたとしても、出てくる結果は従来と同じで何らの進展もなく結果的にはやっていないのと同じではな

いか。武山の問題をみても軍は計画中、協議中として折衝にのらないで、さみだれ的にR I Fを出し、九月では全員R I Fになろうとしている。又追浜兵器廠にしても計画中と言うが四、五月頃よりR I Fが出ており、これはすでに計画が軌道にのつてきている証拠である。このような軍の計画協議中という言にまどわされ、政府が協議出来ないのは従属的である。駐労の問題は新しい段階が来ているのでこれに対応する対策をもつて積極的に折衝してほしい。

県 県は地方庁の範囲内で行動しているのであり、現実には軍で立案検討中と言うならば軍の特殊事情からもそれを越えて行動することは不可能である。

組合 県の回答には不満である。組合は労協の時以外部長に会うチャンスもないし各支部からも代表が来ているので卒直な回答を聞きたい。

M L C失業者の救済には政府の調査団に現地調査を行うよう失対幹事会及び監理課に要求しているがどうか。又知事は県会で産業誘致は考えないと言っているが、部隊が縮小され大量R I Fの出ている現状では是非産業誘致はやつてもらわなければならない知事にも積極的に行動していただきたい。

県 R I F及び部隊移動の情報については県で折角努力しておりますし、本席これ以上言う必要はない。

調査団派遣については政府自らの計画と予算で行うのであるが、県としても賛成なので提案として話しておく。知事が産業誘致を考えていないとはとんでもないことで、武山の件にしても何にしても積極的に行動している。いずれにしても追浜、武山の問題は県政全般の問題として救済対策に努力する。

議長 只今までの組合の要望については県でなお一層努力していただくことにして、R I Fの出ている支部の実情や、Q M C、S S Cの移動について、支部より発表していただきたい。

組合 輸送司令部技術部大船J C EのR I Fについては、県は労管に指示を与えたと言うが、労管と交渉しても答弁があいまいである。そこで(1)如何なる指示を与えたのか。又J C EのP X当局では業者に切替えたいと言う意向があるが組合はこれには絶対反対である。そこで(2)P X当局が業者に切替つた時の県の見解を聞きたい。

県 (1)については内部の問題であり回答の限りでない。労管の態度があいまいであると言うが、千名近いR I Fであるので労管としては指示がなくても事実調査等を行い努力してい

る。(2)については、先程説明した通りMLC労務者を使用するのか、軍が直接労務者を使うか又はPD業者にやらせるのか何ら具体的結論が出ておらず、組合の要求については仮定上の問題なので回答はいたしかねる。

組合 県は労管でやっていると云うが労管は交渉を拒否したり、団交でもPD切替は労管の権限外であるとし、本件に余り積極的ではないように思われる。県としても問題解決のためにつと親切な回答をいただきたい。

東京、埼玉地区営繕部のポイラーがPDに切替えられ、昨今、営繕関係がPD化される傾向にあるが、このような部門は当然政府雇用者がやるべきであり、大船のJCEにしてもたとえ空軍が使用する場合でも現在働いている人をMLC様式で雇用するよう強く対軍交渉してほしい。又国有財産管理法からも固有財産を業者が管理するのは疑問がある。本席はつきりと県の態度を表明し職場の労働不安を解消してほしい。

県 大船の施設が如何になるかは調査の要請があつたので労管にも指示し、県も大所高所から並行して折衝しているが、如何なる雇用形態になるのか仮定上の問題なので討議出来ない。いずれにしてもRIFは九月十三日なのでまだ日があり

結論が出てから折衝しても遅くないと思うのでもう少し待つてほしい。

組合 結論が出てからでは如何ともしえなくなるので結論が出つたある現在PD反対の態度を確立し折衝していただきたい。

県 本件はすでに充分事務折衝でも話合つているので、県の態度は了解出来ると思う。問題はまだ雇用形態がどうなるのか結論が出てないということなのだが、近日中に結論が出るので出次第軍と折衝する。

議長 大船JCEのRIFについては、現地で折衝中なので今後の努力を県に要請し、PD切替えについては労組と県の意見に相異があるが、時間の関係もあるので第二議題の時にゆづつて議事進行してはどうですか。

双方 異議なし。

組合 QMCの移動問題について詳細は後刻交渉するが、次の一点を確認したい。

QMCは東京から神奈川に部隊所在地の移動により人事措置を行つて来たところ、中途で変更され相模に移動になるのでこれも所在地の移動による人事措置で行うことを確認したい。

県

組合としては所在地の移動だからR I Fを出すのはおかしいと言う主張と思うが、県は所在地の移動は移動であり、R I FはR I Fと別個に考えており、R I Fが出されてもさしつかえないと思う。

組合

しかし現地司令官と会見した時はQ M Cのクラス1が相模に移動するのだが、機構は統合するが機能の統合ではなく従つてQ M Cには何ら変化はないと言つていた。即ちファンクショナル・ユニットも別個であり、相模原のクラス2、4にR I Fが出ているとしてもQ M Cには影響がないはずだが、移動時にR I Fが出たのは解せない。

県

移動に伴うスペースについて組合の主張も了解出来るが、全般的に軍の撤退は不可避の状況にありこれがQ M Cにも影響し、Q M Cも減少しつつ移転していると思われる。只今の組合の主張についてはエッグマン大佐に会つて確認してみる。

組合

S S Cの移動についてはすでに発表後三十八日経過しており具体的には八月十一日に労務者が移動し、行かれないものは即時解雇されることだが、何ら移動に関する情報が解明されないのは遺憾である。この点も努力してほしい。

県

Q M Cの情報と併せて折衝してみる。  
議長 それでは本件はこの辺で終り第二議題に進みます。これは県から答弁されたい。

議題(二) P D切替えについて

県

本件については先の労協、事務折衝等で詳細に説明したとおりであり又去る十五日の支部の部長会見においてもる当方の考え方については説明したとおりである。

従つて今後とも調達庁と緊密な連絡のもとに本問題に対処してまいりたい。

組合

池子のP D切替えについてはどのようになつているのか。

県

これは現在労管で交渉中であり県も関係筋に折衝しているが、軍でも現在具体的なことは判つていないので調査している。

組合

輸送司令部技術部の營繕関係ではP D切替えが七月一日以降行われていると言うことだがいかになつているのか。

県

P Aに情報を聞いているが判らない。陸軍司令部はP D切替えは軍としても研究しているので噂は流れるであろうが統合司令部と政府で協議調整後行われるのでP Aから通告があると言つているのでP Aに連絡をとつている。

組合 座間モーターブールのPD切替えについては十五日PA長

官が座間に行き折衝したところだが、この情況について十六日PA長官との折衝における説明と部長の記者発表による報道との間に誤りがある。新聞ではこの問題は十月一日以降に延期になったと報道し、部長の発表内容はあたかも折衝が成功したかにみられるが、長官は政府との事前調整の間契約はせず従つてこの間RIFはないと言う当然のことを発表しただけにすぎない。この点誤解のないようにしていただきたい。

その席上長官は事前協議中に契約は行わず従つて今、明日中RIFは出さない。もしRIFが出れば撤回する旨を確認し県にも本朝にこの旨連絡することであつたので、県としても事前調整中のRIFは撤回するよう確認してほしい。

県 丸山長官に、事前調整しないでPDに切替えるのはおかし

いので折衝してくれるようお願いし、座間の陸軍司令部に行つてもらつた。その結果については余り時間がなかつたので詳細に聞けなかつたが、PD切替えは政府と調整して行う。調整中はRIFはないということだつたから、これを記者に話したまでである。組合の確認要求については、PAからまだ指示がないので応じかねるが、長官が確認したのなら組合の

心配するようなことはないだろう。

議長 PD切替えの問題は重要であり、まだお互に意見を充分出しつくしてないので、時間も大部過ぎておりますので、本日はこの辺にして近日中に協議会を再会して討議しあつたらどうですか。

双方 異議なし。

議長 では再会日は双方打合せして決めることにして本日はこれで終ります。

(二)

三三労調第四〇七号

昭和三十三年十二月二十五日

企画渉外部長(印)

横須賀渉外労務管理事務所長殿

労働協議会議事録の送付について

昭和三十三年十二月十日開催した全駐労神奈川地区本部との労働協議会の議事録を別紙のとおり送付するから執務の参考とされたい。

全駐労神奈川地区本部との労働協議会議事録

一日 時 昭和三十三年十二月十日

九時五十分～十二時五十分

一場 所 横浜労管会議室

一 出席者 県 側 佐々木部長、伊藤、三好課長、江川、田中、

内田各係長、五十嵐、井根各委員外一名

書記・斉藤係員

組合側 勝島委員長、室井副委員長、鈴木書記長、友

松委員外十名

## 一 議題

(一) 人員整理について

当面の人員整理については退職手当の割増をするよう来月四月二十八日以降までに延期されたい。

(二) 年末手当について

年末手当の支給時期を明確にされたい。

(三) PD切替えについて

港湾関係のPD切替えについて県はどのように対処しているか。

(四) 当面の労働問題について

1 座間の消防通訳に対する体力テストによる不適格解雇については契約上違法性があるので職場復帰の措置をとられたら。

2 CYMG関係の勤務時間制変更については軍の一方的通告により行われているがどうか。又この場合賃下げになる措置についてはどうか。

3 制服支給の完全実施についてはどのようになっているか。

特にCYMG関係運転手については人員整理の関係もあるので早急に支給されたい。

(五) 米軍不要器材の払下げについて

米軍不要器材を積極的に優先利用出来るようあつせんされたい。

(六) 懸案事項の解決について

1 通勤距離外の解雇手当支給については年末手当支給時期までに解決するよう折衝されたい。

2 不均衡是正については引続き小委員会で討議することとしたい。

(七) 追加議題

1 特別給付金即時支給について。

2 IBM取扱労務者の賃下げについて。

一 議長 組合側、室井副委員長

議長 只今から労働協議会を開催しますが、議事に入る前に何か

ございますか。

県 既に文書にて御通知しましたが、松原委員に替り内田労務厚生係長を新委員に任命しましたのでよろしくお願ひします。

組合 議題については事前打合せしたところであるが、特別給付金即時支給の件とG D JのI B M取扱労務者の賃下げの件を追加願ひたい。

県 了解。

議長 では第一議題について組合側から提案説明されたい。

議題(一) 人員整理について

組合 本件は既に事前折衝しているので細部については省略し次の点お聞きしたい。

(1) 最近R I Fが続出しており、本日の新聞でも輸送司令部に来年三月P D切替えによる千名の大量R I Fがあると報じており、調達庁の当初の情報よりもR I Fが増加しているが、R I Fの新情報を入手しておれば発表願ひたい。

(2) 当面出ているR I Fは退職手当の増額される四月二十八日以降に延期願ひたいがこれについてはどうか。

県 第一点については、知事、部長をはじめ我々事務段階もあ

らゆる機会をとらえ対軍折衝し、又中央を通じても入手に努力しているところであり、先般P Aと折衝したところ十二月上旬に確定的情報が入るやに聞いていたが現在まで連絡はない。従つて別段新しい情報は入手していない。本日新聞発表の輸送司令部の大量R I FについてはP Aから中央本部に内示されてあるところのものである。

第二点は当面発出されている人員整理は部隊の移動閉鎖、予算削減等やむを得ない事由によるものであるのでR I Fを延期することは出来ない。R I Fを四月二十八日以降に延期することによる退職手当割増の問題については一地方的な問題でなく全国的な問題であるので中央の交渉とせられたい。なおR I Fによる解雇者については従来から行つてきたと同様に出来る限り救済に努力したい。

組合 四月二十八日までのR I F延期については中央で交渉しており又地本としては県会議長、知事に申入れを行つてるところだが、大体にP Aも県もR I Fの延期交渉は本腰を入れていないように思われる。権利のみを剝奪して退職金や特別給付金の支給が遅れ、軍のやり方は一方的である。四月二十八日までの延期に対する県の見解はどうか。

又、労管業務停止期間即ち十二月二十八日から一月四日までの間に解雇予告を出すような事案はあるのかどうか。あるとしたら撤回していただきたい。

県

四月二十八日までの延期については、組合の主張も判るが現在発出中のR I Fは日米共同声明による必然的結果でありやむを得ないものと思われるので延期は不可能と考える。従つて先程回答の如く中央の問題といたしたい。又R I Fの情報については知事も私も努力しておりある程度の個人的なものも判つているが正式の席上で発表する段階には致つていない。

先般軍より十二月二十四日から一月六日までのR I Fについては避るといふ文書を入手したが、労管業務停止期間中に解雇予告があるか否かについては確定的なことは判明していない。もし出て来た場合はケース・バイ・ケースで調整したい。

組合

二十七日以降の解雇予告ならば十二日頃の発表となるのだが、このことが判らないと云うことは少くとも契約にある事前調整がなされていないという証拠である。ケース・バイ・ケースでやるということがこのようなことでは軍の一方的なものに終つてしまうので、只今の回答では不満である。

輸送司令部の大量R I Fについて、陸上輸送部隊においては業者がメンテナンスを調査しており富士モーターが取る気配がある。ガードにおいては軍はウエヤハウス、シツプハウスのガードは用はないとのことなのでR I Fになるのではないかと懸念されるが、これらについての影響はどうか。

県

これについては第三議題と関連があるので併せて回答します。輸送司令部のP D切替えによるR I Fについては目下中央において折角事前調整中であるのでP Aと緊密な連絡のもとに対処していきたい。

又P Aの情報によると、ガードは別段影響はない模様であり陸上輸送部隊についてはモータープール全体で七五名のR I F計画があるが現在輸送司令部のモータープールに四十名いるので七五名全員が陸上輸送部隊に該当するのか、モータープールの四十名と残りが陸上輸送部隊になるのか判らないのでP Aに調整方を督促している。いずれにしても輸送司令部のミラー司令官と近いうち会談をもつてたしかめてみる。

議長

では本件の、R I Fを四月二十八日まで延期する件については、県は一応組合の主張を了解しているが県の立場では不可能なので中央に上げるといふので、組合も中央に上げると

いうことにしてはどうですか。

組合 前回の労協においても県は中央と統合司令部の段階であるとしていたが、過去座間の年末のRIFを撤回した場合のようにはやはり現地で努力しないことには実績は上らない。本件はPAに上げると共に現地でも、年末年始のRIF反対と四月二十八日延期を決議していただきたい。

県 卒直に云うと現在出ているRIFは、十一月中に発出されるべきものもあり、人員についても当初は大部多かつたのだが、現地交渉等を行い現在の如くになつた次第で組合の主張も判るが現状からは不可能であるので、全国的な視野から解決を計つていきたい。正式の席上で県が反対とか延期の確答はいたしかねる。問題は今後業務停止期間中の解雇予告についてであり、これは出て来たらケース・バイ・ケースで折衝しよう。

組合 座間のPD切替え以降県は軍の一方的措置を、やむを得ないものとあきらめている向きにあり県の立場上言明出来ないことは判るが、組合としては本席以外に管理者としての知事に組合の主張を申入れる機会がない。組合の要求については県政上からも、労働者の権利を守る上からも知事以下折角の

努力を願う。

県 貴主張については知事に充分伝えます。

組合 小柴石油廠の消防が一月二十三日付で全員解雇されるが、少くとも大量の石油を取扱う職場として消防がいけないということはありえないので、PD業者にやらせるか又は富岡の労働者をもつてくるかいずれかだと思ふが、将来は如何になるのか早く目安をつけていただきたい。尚安善、生麦の消防についても同様願ひする。

県 本件については早急に調査して通報する。

組合 追浜兵器廠内の富士モーターは来年一月契約解除となるが企業誘致のあかつきは若干労働者が残つている方が有利とみて、追浜で最後まで残るとみられている利材課、MHEのPD化を策動しているので、問題とならないうちに手を打つてほしい。

県 了解。

議長 では本件はこの位で次に進みます。第二議題以後は事前打合せで組合の主張点が明確にされていますので、県から一括答弁されたい。

県 それでは回答します。

議題二、年末手当について。これについては〇・一増額のため中央における手続との関係もあり、現在のところ支給期日について本席では明言する段階に至っていない。従つて支給期日の見通しがつき次第貴方にお伝えしたい。

議題四、当面の労働問題について。第一項の座間の消防通訳に対する不資格解雇については八月十二日体力テストの不合格者に再度九月二十五日第二次テストの機会も与えたのであるが、結果的には合格しなかつた。その後配転措置等を講じたが、他にスペースがなく結局軍の要求する職務を十分に遂行出来ないとして、細目書 I E 節 4 の手続のとおり不資格解雇となつたものであり契約違反とは考えられない。なお個々の具体的問題については本席親しまぬ問題なので意見があれば苦情処理委員会に付託したい。

第二項について。CYMG関係の勤務時間制変更については契約による十五日前にかかわらず、十一月中より軍側と意見調整を行い最終的に十二月十四日から実施することになつてゐるものであつて、軍側からの一方的通告によつて実施してゐるものではない。なお時間制変更に伴う夜間給減少は必然的な結果であつてやむを得ないものであるので御了承願いた

す。

第三項について。基本労務契約に基く制服支給については昨年五月八日旧附属協定第一三七号実施以来警備員、消防夫に対しては概ね支給されたが自動車運転手に対しては、全国的にも人員輸送の運転手の一部を除いて他は支給されていない状況である。又制服を支給されるのは基本契約にも示されている如く「軍側が特に免除する場合を除き」とあり、従来現地軍より貸与又は支給されている被服もあり且つ軍側予算等の関係で支給されない者もある。CYMG関係運転手については横浜労管所長より文書をもつて支給促進方要請すると共に直接司令官にも支給方要請したが予算の関係で支給は困難である旨の回答に接している。

議題五、米軍不要器材の払下げについて。これについては商工部が直接業務を担当し、渉外部としては、払下げをうける個人もしくは団体が離職者であることの証明等の所謂間接業務となるが、去る八日の失対幹事会で発表説明があつたとおり、今般「米軍処分財産の取得並びに払下げ取扱要領」が定められたので、今後払下げはこの取扱要領に従つて行われることになる。この要領を定めた趣旨は米軍処分財産を特に駐

留軍関係離職者のため一般制限を解除して払下げをうけることについての手続を定めたことにあるので、爾後払下げ業務は円滑に実施されることになると思うが、なお貴要望を関係部に連絡し極力援助するようにしたい。

議題六、懸案事項の解決について。第一項のSSC及び追浜兵器廠の部隊移動に伴う紛争については目下中央において折角対軍折衝中であるので見通しがつき次第貴方に御連絡した。

第二項の不均衡是正の諸懸案事項については引続き小委員会等で討議の上解決を計りたい。

追加議題の特別給付金即時支給については、大蔵省からPAに流される一般会計の資金が遅れていたが、最近資金が来たので出来るだけ早く支給することといたしたい。

IBM取扱者の賃下げについては、キーバンチオペレーターからチーフオペレーターまでの大枠内で支給していたが、十二月二日PAからの通達により十月一日以降は、キーバンチオペレーター、マシンオペレーターシステムサービス、サービスマン、チーフオペレーターそれぞれの枠内で支給することになったが、貴要求については中央で抜本的に解決を計り

た。

組合 議順を追って討議していきます。

まず第二議題の年末手当支給については、一・八ヶ月分を先に払うのでなく増額分を含めて十五日により近い日に支給することを確認したい。

県

○一増額は既定の事実で、労管へは一・九ヶ月分で準備させておりますので、附属協定締結次第十五日より近い日に支給する。

組合

第三議題の輸送司令部のPD切替えについては、ステバドアー、チェッカーにつき今次は大量に予想され、組合としては県会の緊急対策として申入れてあり、実力行使の準備もあり、船員は明十一日から四十八時間ストに入る。座間のPD切替えの経緯をみても事前調整に入る前に県では反対の意思表示を軍に強くする必要がある。

県

近く部長がミラー司令官と会うことになっているので折衝してみます。

組合

第四議題第一項は労管、県で折衝されたが、最終的に軍の予告通り解雇となった。しかし消防通訳に「懸垂」や「腕立てふせ」等の体力テストを実施すると云うことは過去にも又

採用時の労働契約にもなく疑問がある上に、不合格だからと不適格解雇するのは契約上疑義がある。苦情処理委員会で折衝するとしても職場に復帰させてからすべきである。

県

体力テスト不合格が即不適格解雇でなく、消防通訳としては無理なので適当なスペースをさがしたがなかつたのでやむなく解雇した次第で、これは契約の手続通りのものである。個人的なことは本席に親しまないので苦情処理委員会でやろう。

組合

解決見通しのあるものなら苦情処理委員会でやるのもよいが、やむを得ないと云う考えに立つてのなら了解出来ない。県は本人と会っていないので実情は判らないと思うが、消防通訳は現場に行かず、電話当番なので体力は必要としない。未だ調整期間は短いので努力する余地はあるのではないか。

県

我方としては大綱的な契約論を討議しているものであり、個人的なこととなつたらニュアンスが異なるので別な解決の仕方もあると思う。大綱的には契約違反でなく貴方と意見一致をみないので中央の問題となる。

組合

組合としては解雇無効を主張し、県はやむを得ないとしているが、この契約上の疑義については争う場所で争うことと

して、その間は労務者は在籍させるようにしてほしく、年末手当支給時までには復職させるべく至急実情調査して努力してほしい。

契約解釈について軍は一方的でありこれが違法か否かはPAに上げることにしても、悪意による解雇のためのテストは許せない。この考えの上に立つて反対していただきたい。もしこれが許されるなら将来悪例として次々問題が起るようになる。

県

契約の疑義については中央に委ねることにして、個人的なことは苦情処理委員会で討議します。

組合

二項の陸上輸送部隊の勤務時間制変更については、十五日以前の事前通知は事実であるが、RIFの続出している時期にしかも十二月十四日に変更するというのは、退職手当や年末手当の賃下げを狙っていることは明らかである。今までの時間制は労基法違反と云うが、今日まで軍に協力して来たのでことさらこの時期になつて変更するのは納得出来ない。県は軍の経営権に属するのでやむをえないという態度でなく、一まず延期して話し合つてほしい。軍でどうしても強行すると云うのなら当面十四日実施を延期していただきたい。

県

これは先程回答の通り、軍の一方的通告によるものでなく、契約上の十五日前にこだわらず十一月中から折衝しているところであり、軍の通告から十五日間たてば実施せざるをえないので、延期は困難である。組合は賃下げと云うが客観的にみて別段基本給は下らず若干夜間給が下るのみである。

組合

本件は前から委員長が交渉していたとしても、正式交渉は本席はじめてなので、まだ県であきらめた結論を出す段階ではない。軍は政府、県の立場を無視しての政策をおしつけて来ており、情報では一月三十一日付四十名のRIFが出るそうなのでこの際特に知事、部長が率先してやつてほしい。

県

県に上つてくる問題は、労管、支部も県に来て交渉するし、県も労管と歩調を合せて交渉しており、本件も十二月一日変更となるころ十二月十四日まで延期し、只今の一月三十一日のRIFも延期することになつてゐる。これでも判るように軍におし切られていることなく県ではやつており、知事も他県に比して渉外問題に関心をもつてやつてゐる。

組合

制服支給については契約条文をそのまま解釈すれば県の主張の如くにもとれるが、労働者の立場からすれば同じ県で働きたら海軍は支給され陸軍は支給されないのは納得出来な

い。契約締結時の精神は制服を支給してやろうと云うにあり、我方もその前提で厚生協議会、労働協議会で話合つて来たのをRIFの出ている現在制限条項云々として支給しないのはおかしい。全員に支給されるよう至急に対軍折衝してほしい。

県

司令官、CORと折衝したが、現在予算がないので発注出来ないので、契約に軍で免除する場合は支給しなくてもよいという制限条項がある以上支給は困難である。

組合

契約の解釈については中央で争つてゐるのでそれはさておき、県は支給してやろうと云う立場に立つて折衝して貰わなければ解決は出来ない。現実に労働者に有利となることを積極的に行うのが労務管理の実体である。

県

現行規定の解釈については、制限条項がある以上支給すべきか否かは軍の自主判断にまかされてゐると我々は解釈しており、組合はおかしいとしているが、それは中央で明確にすることとして、現行で支給出来ないとすれば契約改定せねば全員支給はむずかしい。実際問題としては今後の折衝にはやぶさかでない。

組合

第五議題については、商工部と云うが軍との折衝なので渉

外で強力にやらねば駄目であり、駐労以外の業者に牛耳られぬよう失対幹事会を通じてあつせんに努力していただきたい。

県 関係各課と緊密に連絡をとり対処していく。

組合 通勤距離外の問題は、PAに上つているが、解雇手当支給というのでなく解雇無効として裁判や日米合同委員会に上げる段階に来ており、長官ももう一度対軍交渉すると云つてゐるので県も解決方を促進されたい。

県 了解。

組合 追加議題の特別給付金支給については、年内に解雇された者は年内に支給されるよう要求する。

IBM取扱者の件は、中央で話がまとまるまで実施すべきものでなく、組合は異議があるので賃金小委員会で討議した。

県 特別給付金は、現在流された資金は九月までの該当者についてであり十月以降の者についてはPAを通じ大蔵省に督促を計りたい。

IBMの件については賃金小委員会での討議に了解。

組合 年末に来て未解決の事案が多いが、組合は重大な決意をもつて対処していくので、県としても年内解決を目標に知事以

下の格段の努力を要求し、本日はこの辺で終りたい。  
議長 それではこれで本労協を終わります。

(神奈川県渉外部業務課「組合関係係」(昭和三十三年)神奈川県庁蔵)

〔注〕文中略語については左記の通りである。

- R I F Reduction in Force (人員整理)
- S S C Signal Support Command (通信補給本部)
- Q M C Quarter Master Command (補給部隊)
- P D Procurement Demand (請負) 軍の作業に従事した業者の呼称。
- J C E Japan Central Exchange (中央購買部)
- C O R Contracting Officer's Representative (契約担当官代理者)
- M L C Master Labor Contract (基本労務契約)
- Q M Quarter Master (補給)
- P X Post Exchange (購買部)
- P A Procurement Agency (調達部)
- C Y M G Command Yokohama Motor Group (横浜陸上輸送部隊)
- I B M International Business Machine 電子計算機
- G D J General Depot, Japan (総合補給廠)
- M H E Material Handling Equipment (フォークリフト課)
- D H Dependent House (住宅) 軍人軍属及びその家族の住宅の呼称。

## 二五 全駐労働神奈川地区本部の労働者失業反対

### 要求

三三労調第三三七号の二

昭和三十三年十月二十一日

企画渉外部長(印)

横須賀渉外労働管理事務所長殿

駐留軍労働者の失業反対に関する要求について

このことについて神奈川県地評議長並びに全駐労働神奈川地本執行委員長より別紙甲のとおり昭和三十三年八月二十九日付第一次、九月十五日付第二次の申入れがあつたので別紙乙のとおり回答したので執務の参考とされたい。

別紙甲(第一次)

昭和三十三年八月二十九日

神奈川県地方労働組合評議会

議長 河村宏弥

全駐留軍労働組合神奈川地区本部

執行委員長 勝島良一

神奈川県知事 内山岩太郎殿

駐留軍関係労働者の失業反対に関する要求について

駐留軍関係労働者に対する大量の人員整理の続出については、数年来、年々数千人の整理が行われ、昭和二十五、六年に県下に八万に及ぶ程であつたものが現在ではその半数四万人になつてゐることは、雇用主たる貴職の熟知しているところであります。

この人員整理は昨年六月、日米共同声明が出される前後より特に激しくなり、過去一年間で県下一万五千人に近い整理となつており、追浜基地関係一万人の解雇発表に示されるように、この首切りは益々深刻になり、規模に於て日本の労働史上空前の残酷な記録を残そうとしているのであります。この苛酷な首切りにあい、且当面している労働者は既に十有余年占領米軍の絶対権限下に入種的差別、人権侵害、日本国諸法規の無視、我々がもつ風俗、習慣、労働慣行を破る等の悪条件下に日本の完全独立への希望を持ちながら国際親善と友好の役割を政府の政策方針のもとで基地労働に従事して来たのであると断言することは決して過言ではありません。

然るにその努力と功勞に報ゆるに米軍並に政府、県は救済措置をとらざるまゝに首切り、失業、生活の破壊をもつて応え数万の労働者とその家庭をはかり知れぬ不安の暗黒につき落しけ落ししているのが現状であります。

この事態に対し全駐労は終始一貫貴職に対し警告及救済の要求等をして来たところであり、且地評も県内労働者に関連する大問題として、これが解決の為、度々貴職に要望申入れして来ました。

離職者対策本部設置にみられる貴職の努力をみとめるところで、この大量解雇と合せみる時、対策確立の緩慢と不足は、不誠意怠慢によるなにものではないと追及せざるを得ないところであります。

整理の原因は極東米軍のミサイル、原水爆戦略体制の強化を主眼とする配備変更、及自衛隊の拡大と装備強化にあると指摘出来ます。

従つて首切りは職場の実体を無視し、又業者切替えによる悪質な方法或は労働強化、賃下げ労働条件の極度な悪化等々を伴っているのが全労働者の立場から容認出来ないものであります。

以上のようにこの駐留軍関係労働者の人員整理は大きな社会問題であり、県民の問題となっております。

県当局より、しばしば手におえない問題であるので政府に要望しなければならぬとの言明を聞くところですが、まだ県当局として且又雇用主として努力すべき余地は十二分にあるので、こゝに基本的要求をなし、文書回答を求める次第であります。

記

一 現在出ている人員整理は完全に救済措置がとられない限り、雇用主として、且又県政担当者として撤回若しくは延期されたい。

二 間接雇用労働者の職場を奪う契約業者への切替えに対しては絶対反対されたい。間接雇用及調達方式を確立し、日本の独立と自主性を確立せよ。

三 失業対策の完全確立を計れ。

完全失業者が数万に及んでいる現在、当面我々が既に申入れた駐労失対諸要求事項の実現の実施を即時実施せよ。

別紙乙(第一次)

三三労調第二八五号

昭和三十三年九月二日

神奈川県知事職務代理人

副知事 矢柴信雄

神奈川県地方労働組合評議会

議長 河村宏弥殿

全駐留軍労働組合神奈川地区本部

執行委員長 勝島良一殿

駐留軍関係労働者の失業反対に関する要求について(回答)

昭和三十三年八月二十九日付貴信をもつて要求のあつた標記のことについて次の通り回答する。

記

一 要求事項一について

現在発出中の人員整理は昨年六月の米地上軍撤退に関する日米共同声明による在日米陸軍部隊の撤退、移動並びに予算の減少等に伴う必然的なもので、真に止むを得ない措置である。従つて、人員整理を撤回、若しくは延期することは出来ない。

二 要求事項二について

駐留軍関係の雇用形態を間接雇用（MLC方式）で行うか直接雇用（DH方式）で行うか、又契約業者（PD方式）に行わしめるかは軍の専権に属することであり、行政協定からも基本労務契約から云つても雇用形態を統一しなければならないと云う根拠はない。

従つて県として契約業者への切替えは絶対反対であるという態度の表明は出来ない。

しかし乍ら、円滑なる労務管理上の観点から雇用の形態に関して軍側にサゼッションすることは従来とも行つてきたところであるので、今后もこの方針に基き事案毎に善処したい。

なお、本件について目下中央の段階において「事前調整」の問題として調達庁、在日米軍司令部との間に折角意見調整中であるので貴方においても中央の問題とせられたい。

三 要求事項三について

本件については国の施策にまつところが多いが、当県においては早くより離職者対策本部を設置し、実施可能なものについてはその都度適宜の措置を講じている処であり将来も可能な限りの努力を払いたい。

別紙甲（第二次）

昭和三十三年九月十五日

神奈川県地方労働組合評議会  
議長 河村宏弥

全駐労神奈川地区本部  
委員長 勝島良一

神奈川県知事 内山岩太郎殿

要 求 書

昭和三十三年九月二日付回答について次の通り意を附して再度要求致します。

記

一 現在出ている人員整理は真に止むを得ない措置であるので、人

員整理を撤回、若しくは延期することはできないと回答しているが、現にR U大船、座間PX関係では、整理案を撤回したり修正したりしている事実があることは、ねばり強い軍交渉によつては撤回が可能であることを証明していると思うが如何。

更に最近、駐留軍関係の作業を業者と契約して引続き駐留軍作業を実施する一方、MLC労務者を整理している事実は真に止むを得ない措置と考えられるか如何。

又労務基本契約に云う雇傭の安定を確保するために適当な事前の調整が十分且つ満足になし得られたと考えるのか如何。

我々は県の回答に対して極めて不満を持つものである。

二 駐留軍関係の雇傭形態について労務管理上の観点から雇傭の形態に関して目下「事前調整」の問題として意見調整中であることについては、我々も承知していることであるが、これを我々の要求の線まで高めるために、日本政府機関が強烈な態度で軍と交渉するよう働きかけると共に、県独自の立場からも強く軍に要求すること。

雇傭形態に関してはかつて米國務省ラスク高官と日本政府機関の代表との交渉で、間接雇傭方式を中心にして雇傭する建前を堅持する旨の相互諒解がなされたということをそく聞している。

又契約の業者切替えによつて出血受注で日本経済に不利な影響を与えていることを聞いているが、これらの点から推しても県の回答は極めて遺憾である。

三 失業対策の完全確立について次の点を特に要求する。

1 追浜地区―誘致した産業に駐留軍関係労働者が大量集団就職できる措置をとること。そのために現在の駐留軍関係失業者の習得技術がそのまま事務、生産面に生かされる産業を誘致すること。誘致した産業に駐留軍関係失業者を就職させるに当つて尚技術習得の必要あるものについては、政府、県の責任に於いて技術習得の訓練をすること。

大量集団就職までの間、駐留軍関係失業者の生活については、失業保険のほかに失業保険の六分の四を国又は県の責任において補償する特別の措置を講ずること。大量集団就職までの個々労働については、政府、県の責任において実施すること。

2 追浜以外の地区―追浜地区と同様に大量集団就職ができるよう努力すること。かりに大量集団方式が実施されない場合でも追浜地区と同様に技術習得就職、生活補償については特別の措置を講ずること。

3 失業保険の支給期間を一ケ年に延長すること。

別紙乙(第二次)

三三労働第三二七号

昭和三十三年十月八日

神奈川県知事 内山岩太郎

神奈川県地方労働組合評議会  
議長 河村宏弥殿

全駐留軍労働組合神奈川県本部  
執行委員長 勝島良一殿

駐留軍関係労働者に関する要求書について(回答)

昭和三十三年九月十五日付貴信をもつて要求のあつた標記のことに  
ついて次のとおり回答する。

記

一 人員整理について

現在発出中の人員整理は、先に貴方に回答した通り、在日米軍の  
撤退に伴う必然的なもので、大綱的には真に止むを得ない措置で  
あり、人員整理の全面撤回は出来ない。

しかし乍ら、個々の人員整理については、従来から機会あるごと  
に軍側と折衝して整理の縮少、部隊間の配置転換、他部隊への移  
管等の措置を行い、相当の成果を上げているところであり、大船  
RUI関係等もその一例である。

従つて今後とも基本労務契約の趣旨に基き、事前調整に努めると  
ともに、折角これが救済について更に努力を続けることゝいたし  
たい。

二 駐留軍関係の雇用形態について

駐留軍関係の雇用形態に関する県の基本的方針については、先に  
貴方に回答した通りであるが、円滑なる労務管理上の観点から個  
々の事案について善処したい。

三 失業対策の完全確立について

1 産業誘致の問題については、雇用力の大なる企業を誘致すべ  
く県及び関係各市において配慮するとともに、政府並びに関係  
機関に要請しており、誘致の上は可能な限り関係離職者の就職  
あつ旋について努力する。

なお、再就職のため技術習得の必要あるものについては、公共  
職業訓練施設を活用するよう勧奨し、なお必要に応じては施設  
の拡充を図るよう考慮する。

2 失業保険等の要望は、現状においては甚だ困難と思われる。

関係離職者の就職あつ旋については、職業安定機関の総力を挙  
げて再雇用に努めるとともに、建設的土木事業を起し、就労の  
機会を造成するよう、目下、政府関係機関に強く接渉している。